

施設利用者の皆さんへ

# 里山センターの利用料金の改定を行います

市では「利用と負担の公平性の確保」に向けて、施設使用料等の見直しを定期的に行っています。改定料金は統一的な算定方法により、各施設の維持管理経費などを基に算出しています。

今回の料金改定は、平成27年4月1日以降の許可（申請）分から適用します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



## ◎主な改定内容について

### 1. 【利用料金の見直し】

〈旧料金〉

室名	料金(午前/午後)
会議室	400円/500円
研修室	400円/500円
木工工作室	400円/500円
多目的室	400円/500円



〈新料金〉

室名	料金(午前/午後)
会議室	350円/450円
研修室	350円/450円
木工工作室	450円/550円
多目的室	450円/550円

### 2. 【高校生以下の団体利用料金の適用基準の見直し】

高校生以下の団体利用料金について、高校生以下の健全な団体活動への支援を推進するため、適用とならない活動を「企業が主催する活動、教室等」に限定します。また、団体についても、「高校生以下の者が2人以上で、かつ高校生以下の者が半数以上である団体（障害児及び乳幼児が含まれている団体については例外あり）」とすることで、適用基準の明確化を図ります。

申請にあたり、添付書類が必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

### 【問い合わせ先】

茨木市産業環境部 農林課（直通）620-1622

※改定内容は、平成27年4月1日以降の許可（申請）分から適用します。  
平成27年3月31日までに許可（申請）された利用は、現行通りの適用となります。